

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

倫理規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 14 号

一部改正 平成 28 年 3 月 23 日 27 産技総総第 838 号

一部改正 平成 29 年 3 月 22 日 28 産技総総第 747 号

一部改正 平成 30 年 3 月 27 日 29 産技総総第 790 号

一部改正 平成 31 年 3 月 28 日 30 産技総総第 952 号

一部改正 2020 年 3 月 27 日 2020 産技内監第 46 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の職員、任期付職員、ワイドキャリアスタッフ職員（以下「職員等」という。）の職務に係る倫理を保持することにより、職務の執行の公正さに対する都民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって都産技研の業務に対する都民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

- 2 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。
- 3 この規程において、「利害関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、職員等の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員等の裁量の余地が少ない職務に関する者として理事長が別に定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。
 - 一 職員等が職務として携わる、許認可、検定等をする事務において、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされるものを除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - 二 職員等が職務として携わる、立入検査、監査又は監察をする事務において、当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - 三 職員等が職務として携わる、不利益処分をする事務において、当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - 四 職員等が職務として携わる、売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申し込みをしている事業者等及びこれらの契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等

- 4 職員等に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員等の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員等の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員等の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員等の利害関係者であるものとみなす。
- 5 他の職員等の利害関係者が、職員等をしてその職に基づく影響力を当該他の職員等に行使させることにより自己の利益を図るためその職員等と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員等の利害関係者は、その職員等の利害関係者であるものとみなす。

（倫理行動基準）

第3条 職員等は、都産技研の職員等としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員等は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取り扱いをする等不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行にあたらなければならないこと。
- 二 職員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員等は、法令及び都産技研の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等、都民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員等は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員等は、勤務時間外においても、自らの行動が都産技研の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（禁止行為）

第4条 職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

- 五 利害関係者から未公開株式（証券取引法第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - 六 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 八 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
 - 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員等（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該職員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員等は、私的な関係（職員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する都民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合

に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員等は、前項の公正な職務の執行に対する都民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、第17条に規定する倫理監督者（以下「倫理監督者」という。）に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第6条 職員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第7条 職員等は、他の職員等の第4条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職員等（第4条第1項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員等は、理事長、倫理監督者その他都産技研において職員等の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

- 3 都産技研において労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者として指定された職員等は、自ら管理し又は監督する職員等がこの規程又は倫理要領に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第8条 職員等は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者が利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第9条 職員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員就業規則（18規程第1号。以下「職員就業規則」という。）第50条及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員就業規則（18規程第2号）第50条による兼業許可を得てするものは除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員等の職務の種類又は内容に応じて、職員等に参考となるべき基準を定めるものとする。

（倫理監督者への相談）

第10条 職員等は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（職員等からの申請に対する届出又は承認）

第11条 職員等は、第8条の規定による届出又は第9条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ届出又は承認に必要な所定の申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

（贈与等の報告）

第12条 職員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において4級以上の職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5,000円を超える場合に限る。）は、別に定める贈与等報告書を、理事長に提出しなければならない。

2 贈与等報告書は、贈与等を受けた四半期（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間をいう。）の翌四半期の初日から起算して14日以内に提出しなければならない。

（報酬）

第13条 前条で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員等の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

（報告書の保存及び閲覧）

第14条 倫理監督者は、第12条の規定により提出された贈与等報告書の提出期限の翌日

から起算して5年を経過する日まで保存する。

- 2 何人も、倫理監督者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 前2項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

（理事長の責務）

第15条 理事長は、この規程又は倫理要領に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 職員等がこの規程又は倫理要領に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 職員等がこの規程又は倫理要領に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該職員等が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 研修その他の施策により、職員等の倫理感の醸成及び保持に努めること。

（倫理監督者）

第16条 職員等の職務に係る倫理の保持を図るため、都産技研に倫理監督者1名を置く。

- 2 倫理監督者は、理事長が指名する。
- 3 倫理監督者に事故のあるとき、又は倫理監督者が欠けたときは、倫理監督者があらかじめ指名する者が、第17条各号に掲げる職務を代行する。

（倫理監督者の責務）

第17条 倫理監督者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 職員等からの第5条第2項又は第10条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 職員等が特定の者と都民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 理事長を助け、職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 四 この規程又は倫理要領に違反する行為があった場合にその旨を理事長に報告すること。

（倫理監督者が委任する職務）

第 18 条 倫理監督者は、この規程に定めるその職務の一部を別表に定める者に委任する。

2 倫理監督者が委任する職務は、次のとおりとする。

- 一 私的な関係がある者であって利害関係者に該当するものとの間において行う行為に関する相談を受けること及び指示
- 二 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合における自己の飲食に要する費用が 10,000 円を超えるときの届出の受理
- 三 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等をしようとする場合における承認
- 四 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第 4 条第 1 項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合の相談を受けること
- 五 職員等が特定の者と都民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと
- 六 理事長を助け、職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと
- 七 この規程又は倫理要領に違反する行為があった場合にその旨を倫理監督者に報告すること

(倫理監督者等委員会の設置)

第 19 条 職員等の職務に係る倫理の保持についての取組を常時、継続して行うため、産業技術研究センター倫理監督者等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、この規程の実施状況等を定期的に把握するとともに、倫理の保持のために必要な措置を講ずるものとする。

3 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 理事
- 二 内部監査部長
- 三 経営企画部長
- 四 総務部長

4 委員長は、倫理監督者とし、委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の開催にあたっては議長を務める。

(服務相談員)

第 20 条 第 18 条第 1 項に基づき倫理監督者から委任を受けた者は、その属する事業所等の職員等の中から自らを補佐する服務相談員を指名することができるものとする。

2 服務相談員は、職員等からのこの規程の運用に関する相談（利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることに係る届出又は講演等に係る承認の申請に先立つ相談を含む。）を受けること及び指示を行うものとする。この場合において、相談を受けた服務

相談員は、倫理監督者又は第 18 条第 1 項に基づき倫理監督者から委任を受けた者と協議しつつ対応するものとする。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、職員等の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。